

# 令和2年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第1号 亀山市職員定数条例の一部を改正する条例	1
議案第2号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第3号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	3
議案第4号 亀山市基金条例の一部を改正する条例	4
議案第5号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	5
議案第6号 亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	7
議案第7号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	8

件名	亀山市職員定数条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>市は、これまで多様化する行政需要に柔軟に対応するため、市の職員数について適正な定員管理を行ってきたところです。しかしながら、育児休業者が条例上の職員の定数に含まれていることから、実際業務に従事している職員数との間にかい離が生じています。</p> <p>職員の育児休業の取得については、今後も男性の育児休業の取得促進が求められるなど、より増加が見込まれ、職員の定数と実際業務に従事している職員数とのかい離が更に拡大することが想定されます。</p> <p>このことから、職員の定数を維持しつつ、更に多様化する行政需要への対応を図ることを目的とし、育児休業者を職員の定数に含まないこととするため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>育児休業者は、職員の定数に含まないものとします。また、定数に含まないものとした職員が職務に復職し、又は復帰したときは、その職員は1年を超えない期間に限り、職員の定数に含まないものとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和2年4月1日とします。</p>		

件名	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	産業建設部 産業振興課
----	-------------------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」といいます。）について、県を通じて国から交付される農地利用最適化交付金を活用し、令和2年度から、新たに農業委員等の活動及び成果の実績に応じた報酬を支給するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

農業委員等の報酬について、これまでの報酬を基本給とし、新たに活動及び成果の実績に応じた報酬を能率給として支給することとします。

＜別表関係＞

	改正前	改正後
農業委員会会長	月額 21,400円	基本給 月額 21,400円 ----- 能率給 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
農業委員会会長 職務代理者	月額 17,500円	基本給 月額 17,500円 ----- 能率給 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
農業委員会委員	月額 15,200円	基本給 月額 15,200円 ----- 能率給 年額 557,334円以内で市長が別に定める額
農地利用最適化 推進委員	月額 10,600円	基本給 月額 10,600円 ----- 能率給 年額 557,334円以内で市長が別に定める額

### 3 その他

施行日は、令和2年4月1日とします。

(参考)

農地利用最適化交付金とは、農業委員会による農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化等）のための積極的な活動を支援するため、これらの活動に対する農業委員等の報酬に充てるための財源として設けられた交付金です。

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省／国土交通省令第1号）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省／国土交通省／環境省告示第119号）が改正され、共同住宅等の共用部分に係る一次エネルギー消費量の評価について、申請者の申請に基づき共用部分を算定しない評価方法が追加されたことから、関係する手数料の額を見直すため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>これまで、共同住宅等全体の建築物エネルギー消費性能向上計画認定等の申請をする場合の手数料については、住戸部分と共用部分の一次エネルギー消費量を算定し、それぞれの部分の審査に必要な金額を合算した金額としていましたが、申請者の申請に基づき共用部分に係る一次エネルギー消費量の評価をしない場合には、共用部分の手数料を不要とするよう改めることとします。 &lt;別表第5及び別表第6関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市基金条例の一部を改正する条例	産業建設部 産業振興課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が平成31年3月29日に公布され、本年度から、森林の整備に関する施策や森林の整備を担うべき人材の育成など森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てるための財源として、森林環境譲与税が譲与されています。</p> <p>このことから、森林の整備及びその促進に関する施策に要する資金として当該森林環境譲与税を積み立てる基金を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>市の森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるための積立基金として、森林環境整備基金を設置することとします。</p> <p style="text-align: right;">＜第3条関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	産業建設部 土木課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）により道路構造令（以下「政令」といいます。）が改正され、第3種又は第4種の一般国道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準が定められ、自転車道の設置に関する基準が改められました。</p> <p>市道の構造の技術的基準は、道路法（昭和27年法律第180号）の規定により、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされていることから、改正後の政令と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>（1）政令と同様に、自転車通行帯の設置要件を新たに規定します。また、自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できるとします。 <b>&lt;新第8条の2関係&gt;</b></p> <p>※「自転車通行帯」とは、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいいます。</p> <p>（2）自転車道の設置要件として、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加することとします。 <b>&lt;第9条関係&gt;</b></p> <p>※「自転車道」とは、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいいます。</p> <p>（3）その他自転車通行帯の設置に関する規定の整備を行います。 <b>&lt;第4条、第6条、第10条、第11条、第32条及び第41条関係&gt;</b></p> <p><b>3 その他</b></p> <p>（1）施行日は、公布の日とします。</p> <p>（2）この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		

(参考)

道路は、政令第3条第1項の規定により、次のとおり区分されています。

道路の区分

道路の存する地域	地方部	都市部
高速自動車国道及び 自動車専用道路又はその他の道路の別		
高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

※「都市部」とは、市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいい、「地方部」とは、都市部以外の地域をいいます。

件名	亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	上下水道部 上水道課
----	-----------------------	---------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

三重県企業庁が経営する水道用水供給事業の料金が、今後5年間の総括原価に基づき見直されます。これにより、市が給水を受ける北中勢水道用水供給事業北勢系長良川水系（以下「北中勢水道」といいます。）の基本料金が令和2年度から引き下げられることに伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

北中勢水道に係る給水を受ける場合の水道料金について、1月の基本料金を次のとおり改正します。 <別表第2関係>

	現行	改正後
1月の基本料金 (基本使用水量1 m <sup>3</sup> につき)	2, 849円(※)	2, 783円(※)

(※) 消費税を含む額です。

### 3 その他

施行日は、令和2年4月1日とします。



件名	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	監査委員事務局 上下水道部上水道課 下水道課 医療センター地域医療部病院総務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により地方自治法が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、関係する4つの条例について所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>《第1条による改正》</p> <p>亀山市監査委員条例（平成17年亀山市条例第9号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2が第243条の2の2に繰り下げられることに伴う条項の整理を行います。 &lt;第7条関係&gt;</p> <p>《第2条による改正》</p> <p>亀山市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年亀山市条例第136号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2が第243条の2の2に繰り下げられることに伴う条項の整理を行います。 &lt;第5条関係&gt;</p> <p>《第3条による改正》</p> <p>亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成26年亀山市条例第32号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2が第243条の2の2に繰り下げられることに伴う条項の整理を行います。 &lt;第5条関係&gt;</p> <p>《第4条による改正》</p> <p>亀山市病院事業の設置等に関する条例（平成27年亀山市条例第36号）の一部を改正し、同条例で引用している地方自治法第243条の2が第243条の2の2に繰り下げられることに伴う条項の整理を行います。 &lt;第6条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、令和2年4月1日とします。</p>		